

事故・緊急時等対応マニュアル

令和7年8月更新

五所川原システム合同会社

いとか学園 放課後児童クラブ

目次

1. 緊急時とは	…p1
2. 事故発生防止のための取り組み	…p1
3. 事故発生予防のための情報収集の内容	…p3
4. 緊急連絡先等の整備	…p4
5. 緊急時の対応	…p4
6. 緊急時の役割分担	…p6
7. 結果の報告・記録	…p6
8. 事故の再発防止のための取り組み	…p7
9. 利用者等に対する当該指針の閲覧	…p7
10. その他	…p7

(付則)

けが・急病発生時の対応フローチャート

1. 緊急時とは

緊急時とは、利用児童の病状の急変、生命の危険等が生じる場合をいう。緊急を要する事故の発生に備えて、事前にその対応方法及び手順を周知徹底し、適切に対処することが求められる。

2. 事故発生防止のための取り組み

安全な環境を確保するための配慮点等安全な環境を確保するため、子どもの年齢（発達とそれに伴う危険等）、場所（エリア、トイレ、廊下等）、活動内容（遊具や活動に伴う危険等）に留意し、事故の発生防止に取り組む。特に、以下の①～③の場面については重大事故が発生しやすいため注意事項を踏まえて対応する。また、**施設・事業者は、職員に対し、心肺蘇生法をはじめとした応急手当等の教育の場を設け**、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活動することができるように日常生活において**実践的な練習を行う**。

① 誤嚥（おやつ・食事中）

職員は子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、おやつ、食事の前には、当日の子どもの健康状態について情報を共有する。

子供の年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事支援に勤める。

※おやつ・食事支援をする際に注意すべきポイント

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意思に合ったタイミングで支援を行う。
- ・ 子どもの口に合った量を支援する。（口に詰め込みすぎない。）
- ・ 食べ物を飲み込んだことの確認を行う。
- ・ 汁物・水分を適切なタイミングで食べられるよう支援する。
- ・ 食事中の覚醒（眠くなっていないか）に注意する。
- ・ 正しく座っているか注意する。

食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、事業者の状況に応じた方法で、子どもの食事の様子を観察する。特にたべている時には継続的に観察する。

② 誤嚥（玩具、小物等）

口に入れると咽頭部や気管が詰まる等、**窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、室内におかないことが望ましい**。万が一、支援等で必要な場合は、職員は子どもから目を放さないようにする。

誤嚥につながる物を身につけている場合もあり、これらの除去については、保護者に相談を含めた上での対策を講じる。

③ 食物アレルギー

食物アレルギーについての防止を行うため、契約時に確認を行い、職員間で情報の共有を行う。

活動内容によって、食事を行う場合は入所時、年度更新時に保護者に食物アレルギーを確認した上で療育にあたる。

(2) 事故の発生防止に関する留意点以下について留意の上、点検等を実施する。

●事故の発生防止の活動

子どもの特性を十分に理解した上で、事故の発生防止に係る行動の確認や事故に発展する可能性のある問題点を把握し、事故の発生防止に取り組む。

●事故の発生防止に向けた環境づくり

事故の発生防止に向けた環境づくりでは、職員間のコミュニケーション、情報の共有化、苦情（意見・要望）解決への取り組み、安全教育が不可欠であることに留意する。

●日常的な点検

施設・事業者はあらかじめ安全点検簿を基に、定期的に点検を行い、その結果に基づいて問題のある箇所の改善を行い、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。

※安全計画の簿冊にあります。

●開所中の安全管理について

開所中の安全管理には、施設・事業所の環境調節が不可欠であることから、施設・事業者は随時環境整備に取り組む。

●重大事故の発生防止、予防のための組織的な取り組みについて

重大事故の発生防止、予防については、ヒヤリハット報告の収集及び分析が活用できる場合もあるため、以下の取り組みを行う。

ア) 職員は重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告書を作成し、管理者・児童発達支援管理責任者に提出し ミーティングなどで職員間で共有を図る。

イ) ヒヤリハット報告書から、重大事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じる。

ウ) 園長は事故防止対策について、職員に周知し、職員は事故防止対策を踏まえて支援に当たる。

(3) 職員の資質の向上

子どもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、全ての職員は救急対応（ハイムリック法等）の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、資質の向上に努める。全体ミーティングの際に、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。

(4) 緊急時対応体制の確認

緊急時の対応体制として、緊急時の役割（6. 緊急時の役割を参照）を決めておき、重大発生時には迅速に対応ができるようにする。

(5) 日常に準備しておくこと

園長は各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（市町村、警察、病院等）の一覧、保護者への連絡に関する緊急連絡先を事前整理しておく。

(6) 保護者や地域住民等、関係機関との連携

事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに関係づくりの必要性について日頃から認識しておく。

(7) 子どもや保護者への安全について

- 子どもの発達や能力に応じた方法で、子ども自身が安全や危険を認識すること、事故発時の約束事や行動の仕方について理解できるよう努める。
- 家庭における保護者の行動や教育により、子どもが安全な生活習慣を身につけることができるよう保護者と連携を図る。

(8) 設備等の安全確保に関するチェックリスト（安全点検簿）

施設内の設備について、安全点検簿(安全計画簿内に保管)を作成し、定期的(毎月 1 回)にチェックし、その結果に基づいて問題のある箇所の改善を行い、また、職員全体に周知して情報の共有化を図る。

(9) 事故防止のための体制設備

事故の発生防止は組織で対応することが重要であり、管理者、児童発達支援管理責任者の下、組織的に体制を整備する。

3. 事故発生予防のための情報収集の内容

(1) 児童の疾患等の情報収集

- ①主治医の診断書等によって、利用者の過去の疾患、現在治療中の疾患、アレルギー等の情報を収集する。
- ②収集した疾患に関する情報を整理する。

(2) 児童の疾患等の早期発見

- ①日々、児童や保護者とコミュニケーションをとり、状態の把握に努める。
- ②児童や保護者との信頼関係を強化し、情報の発信が出しやすい状況を築くことが大切である。
- ③顔色や熱感等の観察による情報も重要である。

4. 緊急連絡先等の整備

(1) 緊急連絡先一覧の作成

緊急時に備えて、素早く対応できるように、利用者の家族、主治医、関係機関等を記載した緊急連絡先一覧を作成し、電話機周辺に掲示しておく。

(2) 医療情報の記録票

緊急時の搬送先が、主治医の病院とは限らないのでやむを得ず搬送先に同行した場合には、できる限り、担当医に対して、現在保有している利用者の正確な医療情報を伝えなければならないので、そのためには、事業所から当該病院に FAX を送付することができるよう、次のような医療情報を整理しておく。

①過去の疾患及び現在治療中の疾患

②服用している医薬品名等

③アレルギー情報等

(3) 職員の緊急連絡網

職員間の緊急連絡網を作成しておく。

5. 緊急時の対応

(1) 緊急連絡

- ①状態に応じて主治医に連絡又は 119 番に通報する。
- ②保護者に連絡する。
- ③必要に応じて、他の利用者に状況を説明し落ち着かせる。
- ④事業主・園長・主任に連絡し、対応を協議する。

(2) 119 番通報

①救急車が迅速に到着できるよう、事前に目標となる建造物等事業所の案内方法を想定しておく。(東北電力ネットワーク(株)五所川原電力センターの隣にある建物です。)

②利用者の状態を簡潔明瞭に伝える。

- ・意識（意識がない・反応がない・呂律が回らない等）
- ・呼吸（呼吸がない・呼吸が速い・遅い・弱い等）
- ・脈拍（脈拍がない・脈拍が速い・遅い・弱い等）
- ・体温（高い・低い）
- ・吐血、下血（色・量・回数等）

※状態を記録する(緊急搬送時連絡シートを作成しておく)。

(3) 応急処置

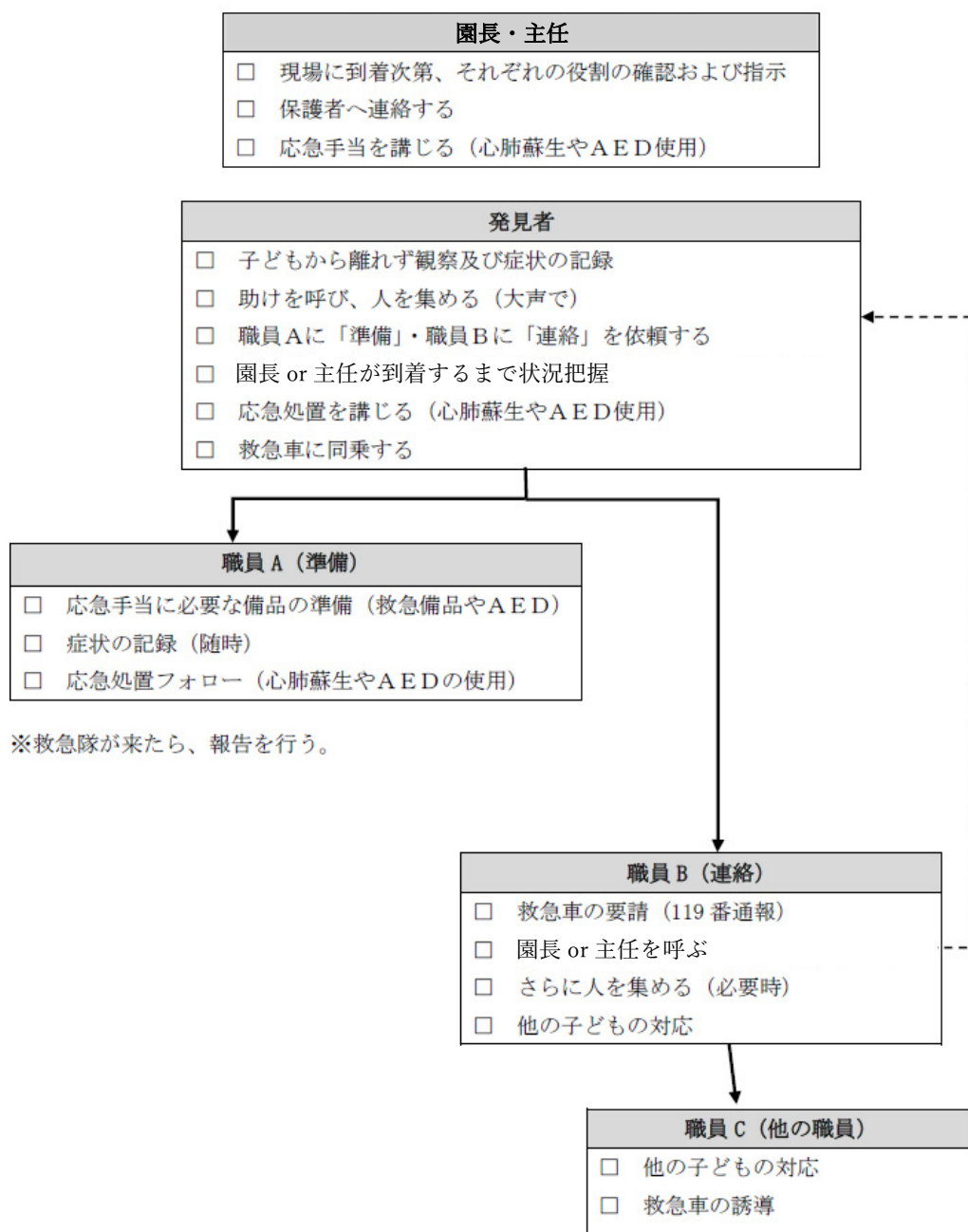
医療行為はできないが、状況に応じて可能であれば、次の一般的な処置を行う。

- ・ 口腔内の異物等の確認及び除去
- ・ 気道の確保
- ・ 人工呼吸
- ・ 心臓マッサージ
- ・ 止血
- ・ 状況に応じ、近くに AED があれば対応

(4) 救急車の誘導と到着後

- ①道路に出て、救急車を誘導する。
- ②利用者の状態を落ち着いて説明する
- ③状況を詳しい者が救急車に同乗する。

6. 緊急時の役割分担



※ 職員Cがいない場合も予想できるので、Cがいない場合を想定してA・Bの職員で対応できるようにする。

7. 結果の報告・記録

（1）緊急連絡

①対応結果について、保護者に報告する。対象児童以外の保護者についても事故の概要を説明できるようにしておく。事故当日以降の利用・療育の内容を確認する。

②緊急事態又は事故の発生から対応までの一連の経緯について記録する。特に事故については、この記録に基づき事故の要因分析や具体的な再発防止策を検討・実践していくことになるので、

従業者の記憶の定かな早い段階での確実な事実の確認と記録が求められる。

③対応手順に問題点がないか等を検討し、以後の対応をさらに向上させる事例として活用する。

8. 事故の再発防止のための取り組み

園長、主任及び地方自治体は、死亡事故等の重大事故が発生した場合に事故後の検証を行ったうえで、これまでの取り組みについて改善すべき点を検討し、重大事故の再発防止の取り組みについて、以下に留意し実施する。

(1) 再発防止策の策定

- すでに発生した事故が防げるものだったのか、今後、類似事故の発生防止のために何をすべきか、という視点で具体的に再発防止策の検討を行う。
- 策定した再発防止策については、既存の指針に確実に反映させるとともに、その後の取り組み状況に応じて、随時見直しを図る。

(2) 職員等への周知徹底

発生した事故について、再発防止策を職員全員に周知するとともに必要に応じて保護者とも共有を行う。

9. 利用者等に対する本マニュアルの閲覧指針

本マニュアルは当施設のホームページに常時掲載し、利用者等が常時閲覧可能な状態とする。

10. その他

送迎時における事故（交通事故、車の故障等）においては「送迎マニュアル」にて定めることとする。

(附則)

- ・このマニュアルは令和6年4月1日より施行する
- ・このマニュアルは令和7年4月1日より改定、施行する

【けが・急病発生時の対応フローチャート】

